

児童生徒支援事業について

●芽室町不登校支援システム

1 事業の目的

登校に困難を抱える児童生徒への支援に関して、芽室町立学校が組織的に対応し、計画的な見通しを児童生徒・保護者と共有し、必要に応じて保健、医療、福祉、労働等の様々な関係機関と連携することにより、複合的かつ総合的に支援を実施するシステムを構築・明文化することで、登校に困難を抱える児童生徒へ多様な学びを保障し、学びを止めないことを目的とします。

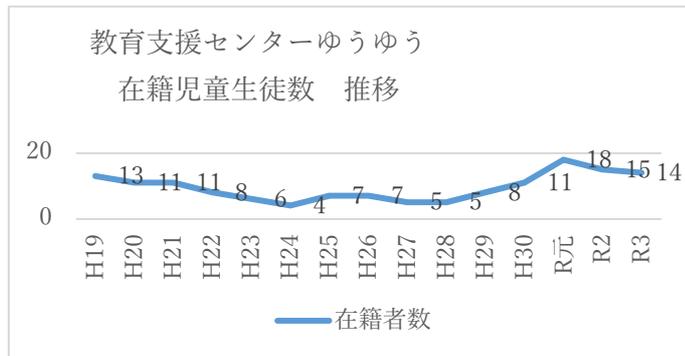
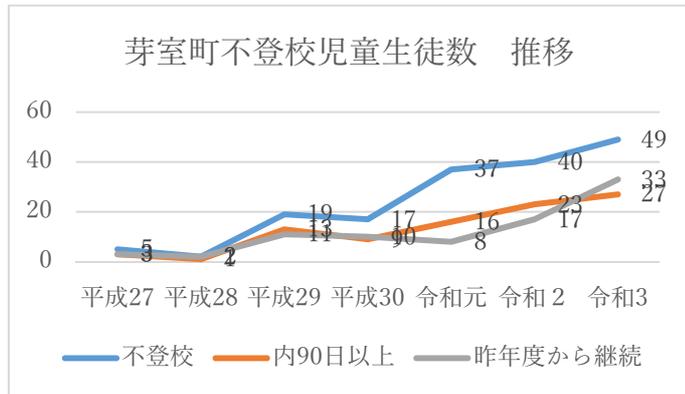
2 教育支援センターゆうゆう民間委託

(1) 課題

不登校児童生徒の増加、教育ニーズの多様化、ICT教育ニーズ

(2) 課題解決

不登校が長期化する児童生徒に対して、様々な学習機能・プログラムによる教育資源で参加をうながすため、教育的ニーズの多様化に対応できるノウハウをもち、教材、教育環境等を継続的に整備することができるよう、民間委託を行う。児童生徒にとって有意義なプ



ログラムを週時程に組み込むこと、オンライン学習やオンラインによる教育相談の実施することなどにより、学習機能を強化する。

(3) 委託先

学校法人国際学園（星槎国際高等学校帯広学習センター）

(4) 委託内容

① 登校に困難を抱えることから教育支援センターゆうゆうへ在籍登録した児童生徒へ以下の事項を提供する。

I 日中に通う居場所の提供。

- II 学習プログラムまたは自学自習の推奨など、学習の提供。体験活動またはオンラインでの教育相談・学習を含む。
- III 学校と相談しながら、児童生徒の復学に向けた役割の一部を担う。
- IV 学校と相談しながら、児童生徒の進路に関する役割の一部を担う。
- ② 児童生徒へ提供した上記事項について、児童生徒が在籍する学校と情報共有し、連携した指導を行う。
- ③ 児童生徒について、学校が作成する個別支援計画の策定の一部を担う。
- ④ 児童生徒について、学校が主催するケース会議や生徒指導交流会等へ出席する。
- ⑤ 児童生徒の保護者への相談対応を行う。
- (5) 委託期間 1年間
- (6) 指導員 主たる1名、学習プログラムや休暇等により代替職員（いずれも教諭免許保持者）
- (7) 開 所 午前9時30分から午後2時30分
- (8) 予 算 210205 児童生徒支援事業 12 委託料 022 教育支援センター委託料 4007 千円
- (9) 成果指標
- ・教育支援センターゆうゆうにおける学習プログラムの充実。
 - ・全欠席や昨年度から継続して不登校である児童生徒の利用開始。
 - ・教育支援センターゆうゆう在籍児童生徒の利用頻度の増加。
 - ・学校が作成する芽室町多様な学び個別支援計画への教育支援センターゆうゆう参画数の増加。